

令和 5 年 6 月 2 9 日
環 境 政 策 部
環境・エネルギー施策推進課

(仮称) 公共施設気候危機対策指針 (旧：公共施設省エネ指針) の策定について

1 主旨

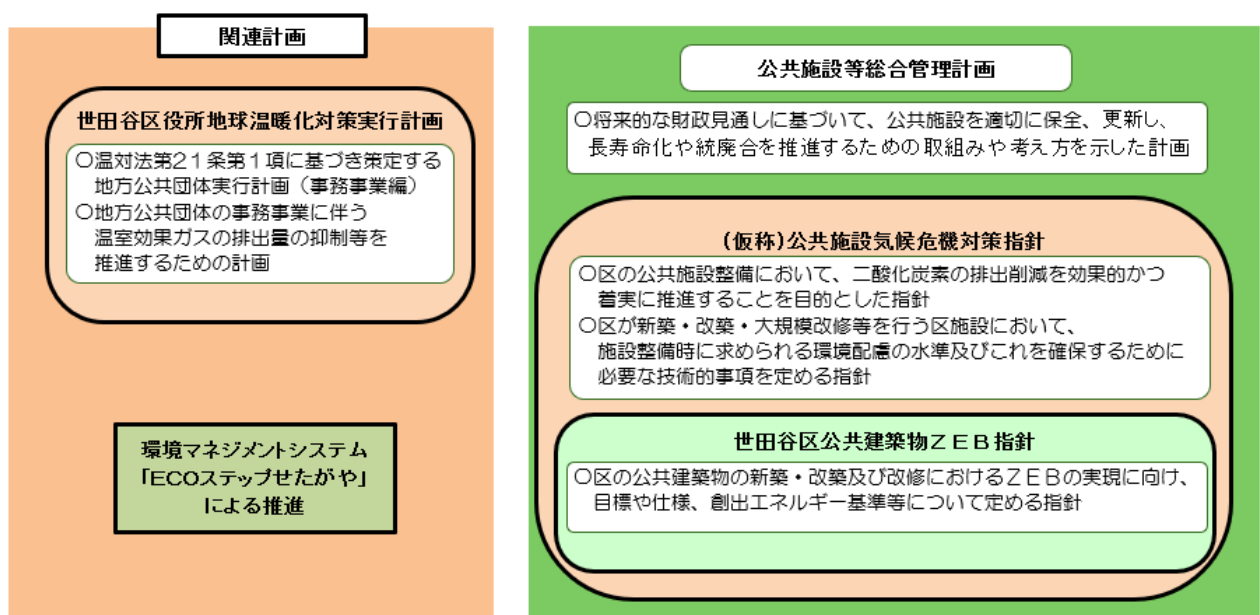
区は、平成 2 0 年 3 月、区の公共施設整備において、二酸化炭素の排出削減を効果的かつ着実に推進することを目的に、区が新築・改築・大規模改修を行う区施設において、施設整備時に求められる環境配慮の水準及びこれを確保するために必要な技術的事項を定める「公共施設省エネ指針 (世田谷区環境配慮公共施設整備)」(以下、「本指針」という。)を策定した。

今後、さらなる区施設における温室効果ガス排出量削減等を推進するため、令和 6 年度を始期として公共施設省エネ指針を改定し、(仮称) 公共施設気候危機対策指針を策定する。

なお、本指針は、令和 7 年度を始期として改定する「公共施設省エネ指針運用基準」(平成 2 3 年 8 月)と一体的に実施するものとする。

また、策定にあたっては、関連所管と連携し、「世田谷区公共建築物 Z E B 指針 (作成中)」を内包し、「世田谷区公共施設等総合管理計画」等の関連計画・指針との整合を図る。

2 指針の位置づけ



3 検討体制

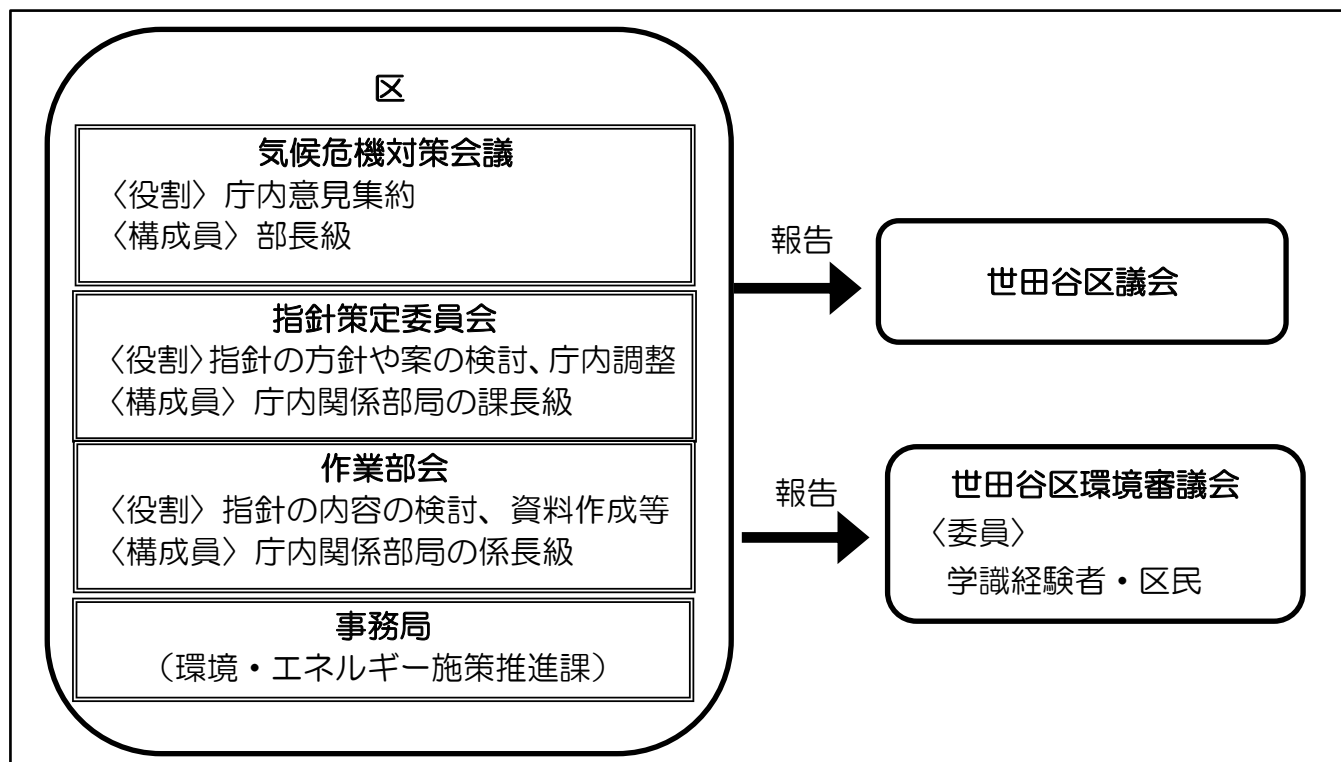
(1) 庁内検討

庁内における意見聴取及び検討を行い、意見を集約する。

(2) 各検討主体の関係

以下の図「指針の推進体制」のとおり。

指針の推進体制



4 主なスケジュール (予定)

令和5年度

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 7月 | 委託事業者決定
策定委員会 |
| 8月 | 策定委員会
気候危機対策会議 |
| 9月 | 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会 (素案) |
| 11月 | 環境審議会 (素案)
策定委員会
気候危機対策会議 |
| 12月 | 政策調整会議、政策会議 |
| 1月 | 環境審議会 (案の報告) |
| 2月 | 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会 (案の報告) |
| 3月 | 指針策定 |